

雇用保険の適用拡大に伴う個人事業所における技術者等の雇用確認について

これまで、65歳以上の労働者は雇用保険に新規加入することはできませんでしたが、平成29年1月1日以降、適用要件に該当した場合、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。

現在、入札参加資格の事後審査において、個人事業所（健康保険法における強制適用事業所及び任意適用事業所を除く。）の技術者等の雇用確認については、雇用保険に加入できない65歳以上の従業員の場合、「当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し及び生年月日が確認できる公的書類の写し」にて行っていますが、**平成29年4月以降**に発注する案件については、「**当該事業所名記載の雇用保険被保険者通知書の写し**」にて行うこととしますので、次の手続きを忘れずに行ってください。

【必要な手続き等】

1 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を**雇用した日の属する月の翌月10日まで**に提出してください。

2 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を**平成29年3月31日まで**に提出してください。

3 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

詳しくは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>)